

令和4年度厚生労働省

「見守り体制強化促進のための広報啓発事業・全国ひとり親家庭支援団体等による地域の見守り体制強化促進事業」

NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ

「ひとり親支援団体等による見守り体制強化促進連絡会議」  
第1回



# 会議設置の目的と背景

地域における見守りの担い手となっているNPO法人等※の

※ 「要支援児童等」を対象に、養育環境の把握、食事の提供、学習・生活指導支援等を実施

「見守り」体制強化を図るために、好事例を集約・周知すること

- 厚生労働省「見守り体制強化促進のための広報啓発事業・全国ひとり親家庭支援団体等による地域の見守り体制強化促進事業」令和4年度より新規

→ 「広域ネットワーク団体」（当団体含め4団体が受託）が受託

# アンケートの実施&概要報告

- 令和4年8月末に「見守り体制強化促進のための広報啓発事業・全国ひとり親家庭支援団体等による地域の見守り体制強化促進事業」のアンケートを実施。

対象：ひとり親家庭支援団体、ひとり親家庭支援を行っている子ども食堂、子ども宅食、  
パントリー等実施団体

期間：8月23日（火）～9月7日（水）

有効回答数：71団体

- 結果、相談事業、食料支援事業を中心に実施しているひとり親家庭支援団体71団体のうち、**約半数の36団体がすでに見守りを実施している**と回答。
- その他、**20団体が現在は実施していないが「今後実施したい、興味がある」**と回答。
- 「見守り」事業に関する高いニーズや関心が寄せられたと同時に、**自治体との連携の難しさ、スタッフの専門性・資金不足などの複数の課題**が挙げられた。
- 既存の厚生労働省「支援対象児童等見守り強化事業」（次頁）を活用して、見守りを実施している団体は**4団体**。

# 地域における見守りとは・・・

## 2. 様々な地域のネットワークを活用した見守り体制の強化

支援対象児童等（※）の状況の定期的な把握を含め、児童虐待の早期発見・早期対応の効果的な実施のため、

行政機関だけではなく、要保護児童対策地域協議会に参画する様々な関係機関のほか、さらに地域で子どもに対して様々な支援活動を実施している民間団体等にも幅広く協力を求め、地域の様々なネットワークを総動員し、子どもを見守る体制を強化されたいこと。

※市町村（特別区を含む。以下同じ）要保護児童対策地域協議会の把握している支援対象児童等について

①就学児童、②保育所、幼稚園等の児童、③特定妊婦、④未就園児等

（関連補助金）これらの民間団体等に地域の見守り体制への協力を求めるに当たっては、「子育て支援訪問事業」、ひとり親家庭等に対する「子どもの生活・学習支援事業」、生活困窮世帯等に対する「子どもの学習・生活支援事業」等の国庫補助事業も有効に活用し、必要な支援を行われたいこと。

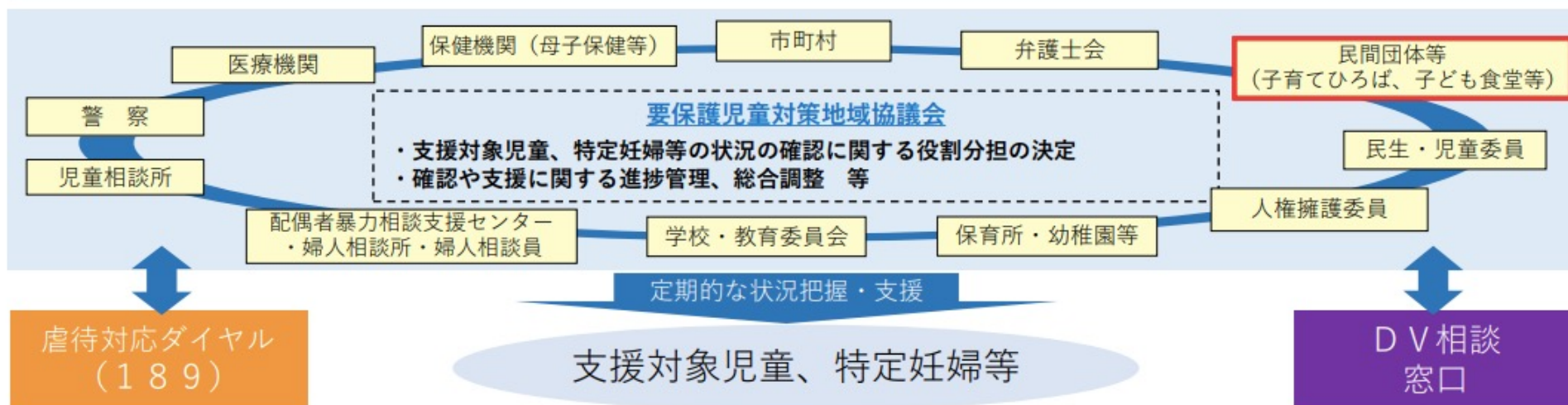
# 子どもの見守り強化アクションプラン

別添1



- 学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっている。
- 今後も、地域によってはこうした状況が続くことが見込まれるため、これまでの取組（別紙）に加え、**様々な地域ネットワークを総動員して、支援ニーズの高い子ども等を定期的に見守る体制を確保し**、児童虐待の早期発見・早期対応につなげるため、「**子どもの見守り強化アクションプラン**」を実施する。

- <実施主体> ・市町村に設置している要保護児童対策地域協議会（要对協）
- <対象児童等> ・要对協に登録されている「**支援対象児童**」、「**特定妊婦**」
- <実施方法> ・要对協が中核となって、対象児童等ごとに、見守り・支援を主として担う機関（※）を決め、電話・訪問等により**状況を定期的に確認（少なくとも週1回）**。  
・地域での見守りについては、行政機関をはじめとした要对協のメンバーだけでなく、**民間団体等に幅広く協力を求め、地域のネットワークを総動員して**、体制を強化。  
・状況把握の結果は要对協で集約し、必要に応じ**支援・措置（児相による一時保護等を含む）につなげる**。  
※見守り・支援を主として担う機関  
就学児童 → 学校（休業中の場合も含む）  
就学前児童 → 保育所、幼稚園等（休業中の場合も含む）  
特定妊婦 → 市町村の担当部局  
未就園児等 → 要对協で主担当を決める
- <国等の支援> ・**民間団体等に子どもの見守りへの協力を積極的に求めることとし、そのための活動経費等を支援。**



※要保護児童対策地域協議会には、児童相談所、教育委員会、警察はほぼ100%参加している。



# 支援対象児童等見守り強化事業について

令和2年度第3次補正予算：36億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する必要がある。また、未就園児は、地域の目が届きにくく、子どもの状況を把握することが困難な場合もあることから、母子保健施策等の必要な支援につなげるための取組を強化する必要がある。
- そのため、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」について、安定的実施に向けて、引き続き財政支援を行う。

## 補助基準額

1か所当たり：9,723千円  
※民間団体等の支援スタッフの人件費、訪問経費など事業実施に係る経費

## 補助率

国：10/10（定額）

## 実施主体

市町村（特別区含む）



# 本日のプログラム

- 事務局説明

- 団体事例報告（各団体20分程度）

  - NPO法人STORIA 佐々木綾子さん

  - NPO法人さんま 石川静枝さん

- コメント

  - 森田明美さん（東洋大学）

  - 幸重忠孝さん（NPO法人こどもソーシャルワークセンター）

- 意見交換

  - 司会：赤石千衣子（NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ）